



清流

☆夏季休業中のサービスについてのお知らせ☆

不明な点は事務職員にご相談ください。

1 休暇制度

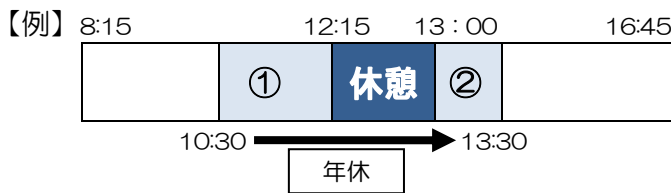
①夏季休暇…5日（日単位での取得）

7月1日～9月30日の期間に取得できる休暇が5日付与されます。

②年次有給休暇（1日、半日又は1時間単位の取得可）

※残日数のすべてを使用する場合に1時間未満の端数があるときは、分単位までの取得が可能です。

※市においては休憩時間の前後を区分として年次有給休暇を取得します。

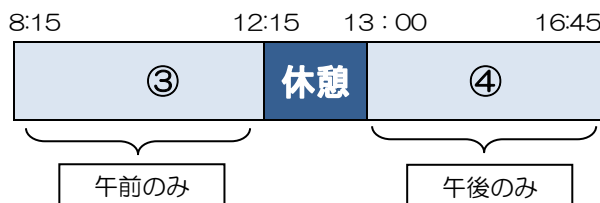


◆10:30～13:30の年休を取得する場合

①10:30～12:15 (1.45) →2時間

⇒ 計：3時間

②13:00～13:30 (0.30) →1時間



◆午前のみ、午後のみ、年休を取得する場合

③午前のみ：8:15～12:00 (4:00) →半日

④午後のみ：12:45～16:45 (3:45) →半日

どちらの場合でも**半日単位**で取得可能です。

③両立支援休暇…2日以内（日、時間単位の取得可）

休暇簿の申請理由は、以下の記号で記入してください。

申請 日	決裁者印			本人印	休暇申請期間	年次有給休暇				夏季	両立支援休暇				
	校(園)長	教頭				残日数				残日数	残日数			理由 ※	
						日	半日	時間	分	日	時間	分			
/					月 日 時 分から 月 日 時 分まで (期間 日 時 分)	日				時	分				

1 学校等行事出席

◇授業参観、入学式、卒業式、進路説明会、家庭訪問等：1-ア

◇発表会、文化祭、学芸会、運動会、親子遠足等：1-イ

2 永年勤続に伴う心身のリフレッシュ

◇勤続10年：2-ア ◇勤続20年：2-イ ◇勤続30年：2-ウ

3 知識・教養活動

◇各種研修会への参加：3-ア ◇職務、市施策に関連のある研修会等への参加：3-イ

◇職務、市施策に関連のある文化・教養活動への参加：3-ウ ◇文化・教養施設の利用：3-エ

4 市民活動（自治会、NPO、ボランティア等への参加）：4

※自動車運転免許証の更新、パスポートの申請等は認められません！

④夏季計画的年休【年次有給休暇】…3日

新たな休暇の付与はありませんが、年次有給休暇の計画的取得に努めてください。
※なお、取得にあたっては「両立支援休暇」を夏季計画的年休に替えて使用することもできます。ただし、「両立支援休暇」は、**取得要件がありません**のでご注意ください。

2 各種健康診断の服務



事前に、承認を得るようにしましょう！

生活習慣病健診（義務健診）	公務扱い 交通費が生じる場合は出張 交通費が生じない場合は学外勤務 ※詳しくは事務職員までご相談ください。
指定年齢健診（義務健診）	
婦人科検診（年齢による検診対象者）	
人間ドック	職務に専念する義務の免除 その他の「職務に専念する義務の免除」については「夏季休業中の服務について」をご確認ください。
脳ドック（共済組合指定の医療機関で、職専免となる人間ドックと同時に受診する場合）	
健診日とは別の日に人間ドックの受診結果の説明を受ける場合。 再検査、精密検査を受ける場合。	年次有給休暇

3 管外への出張は復命書を作成してください！



管外に出張した場合、学校開庁日5日以内に復命書の提出が必要となります。

（同一用務であれば連名で作成可能です。）

静岡市内、焼津市、藤枝市、富士市、島田市、富士宮市、牧之原市、吉田町、川根本町以外の場所に出かける場合「管外旅行」となります。

静教研夏季大会は「書写」「数学」「理科」「音楽」「美術」「英語」「特別活動」「学校図書」「生徒指導」が管外旅行に該当します。また、静教研夏季大会へ参加される場合、昼食申込みの有無により旅費が変わります。参加申込書のコピーも添付してください。

☆互助組合の新制度☆

①インフルエンザ予防接種助成金

インフルエンザの接種を促進し、感染予防及び接種費用の経済的負担を軽減するために、当年度につき1回、1000円を限度に費用を助成する。

予防接種の期間及び助成金請求期間は令和元年7月1日～令和2年1月31日までです。

忘れずに請求してください。

②健康増進助成

組合員の積極的な健康増進、疾病予防及び疾病の早期治療の推進を図るため、年度内に対象年齢(満年齢)に達する組合員に当年度につき1回、5,000円相当の健康増進に係る物資等を助成する。(対象年齢：30歳・35歳・40歳・45歳・55歳)

申込期間は、令和元年7月1日～令和元年9月30日まで。

詳しくは、事務職員にお尋ねください!!